

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」 (第10回)
2. 日時	平成23年1月26日(水)午後2時～午後3時
3. 議案	○金融庁アクションプランへの対応について
4. 主な内容	<p>金融庁より、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(抄)～新成長戦略の実現に向けて」(平成22年12月24日公表)において掲げられた施策のうち、「Ⅱ. 1. (5) 公募増資に関連した不公正取引への対応」について、資料に基づき、説明が行われた。</p> <p>同項目においては、「自主規制機関に対し、増資公表前における上場会社や引受証券会社等の情報管理の徹底について検討を要請する」旨が掲げられており、本件については、今後、主に以下の2点について検討を行うこととなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 増資公表前における引受証券会社等の情報の管理態勢に係る点検及び実効性の検証にあたって、どのような対応が可能なのか。</li> <li>2. 「他の関係者への情報の伝達のタイミング、方法」に係る管理態勢の整備にあたって、業界統一的に対応すべきことがあるのか。</li> </ol> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料5頁に「検討をお願いしたい事項」として、「情報開示」及び「情報管理」が掲げられているが、「情報開示」については、「割当て決定前に、証券会社が発行体に新株の配分先や配分数量を開示し得ることとすることで、適正な割当てを確保する効果があるのではないかと指摘があることについてどう考えるか。」とあり、これは、情報開示に関する米国のルールを適用させてはどうかとの趣旨であると理解しているが、この点、日本では、新株の価格が恣意的に決定されることを防ぐ観点から、一定の場合を除き、親引けを制限しており、今般の「情報開示」に関する検討にあたっては、この点が問題になりうるのではないかと考える。</li> <li>・ 「情報開示」について、米国のルールを適用させてはどうかという件であるが、以前、英国のFSAから、「引受証券会社は、新株の配分等についてポリシーを定め、発行体に伝えることとする。」旨のルールが提示されたことがあった。同ルールは、インサイダー取引を取り締まるのではなく、引受証券会社と発行体が新株の配分等についてポリシーを共有することによって、新株の配分を適切に行うことを意図したものである。今回は、インサイダー取引への対応が検討対象であり、仮に、米国の情報開示ルールについても英国のルールと同様の意図があるとするならば、これを日本に導入したとしても効果は不透明であると思う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 確かに、「情報開示」に係る検討依頼事項については、増資公表前のインサイダー取引の防止というよりは、増資公表後の不適当な空売りを牽制できる効果が期待できるのではないかとといった観点のものと整理できるかもしれない。(金融庁)</li> <li>⇒ 「情報開示」に係る検討依頼事項については、公募増資に関する空売り規制のあり方ということで、「公募増資公表後等における空売りの取扱いに関</li> </ul> </li> </ul>

	<p>するワーキング・グループ」で検討を行うべき事項かもしれない。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁からのご説明の趣旨は理解できるが、現状、証券会社においては、社内で法人関係情報を適切に管理し、検証を行い、証券取引等監視委員会からの検査も受けている。こうした現行の態勢について「更なる徹底を図るべき部分がないか」とのことであるが、どのような対応ができるのかイメージができない。また、情報が社外に出た後の管理は、極めて困難である。</li> <li>・ 法人関係情報の管理については、自主規制規則「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」により既に対応しており、それでも情報が漏れているということであれば、本規則違反として取り締まることで今般の問題を抑えることができるのではないかと。なお、「公募増資の主幹事に漏れた証券会社の職員が顧客に情報提供を行っているのではないか」との指摘については、可能性を完全に否定できるわけではないが、事実関係が明確でないところもあるだろう。(事務局)</li> <li>・ 「公募増資の主幹事に漏れた証券会社の職員が顧客に情報提供を行っているのではないか」との指摘については、当然のことながら、彼らも、自主規制規則を遵守していると考えるのが普通であり、そうでなければ、ビジネスは成り立たない。</li> <li>・ 証券会社には法人関係情報の管理に関する規制が幾重に渡って課せられている。一方で、社外における情報管理に関しては、例えば、関係者から内部者リストを提示してもらい、一定の管理を行っている例もあるため、こうした対応が証券業界で共通化できるのか等については、検討する余地があるのではないかと。</li> <li>・ 「情報管理」に係る検討依頼事項において、「他の関係者への情報の伝達のタイミング、方法」とあるが、この点について、具体的なイメージがあれば伺いたい。 ⇒ 例えば、他の関係者に情報を伝達した後、当該関係者が売買を行うことや更なる第三者への情報の流出を防止するような手立てを実施することについて、検討する余地があるのではないかとといったことを想定している。(金融庁)</li> <li>・ 発行体から情報が外に漏れるケースもあると思うが、こういったケースへの対応については証券取引所に検討を依頼したのか。 ⇒ 既に検討を依頼している。(金融庁)</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
<p>6. 本件に関する問い合わせ先</p>	<p>自主規制企画部 (03-3667-8470)</p>